

第356回（定例）県議会提出予定議案件名一覧

（条例案件）

- 1 使用料及び手数料徴収条例及び警察手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 2 特定中山間地域農業生産基盤保全基金条例の一部を改正する条例
- 3 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例

（その他案件）

- 1 当せん金付証票の発売
- 2 県道路線の変更（戸島玄武洞豊岡線）
- 3 県道路線の変更（石生停車場線）
- 4 県立学校生徒用貸与端末の取得
- 5 一般県道松尾青野ヶ原停車場線大門橋橋梁上部工工事請負契約の締結
- 6 県営伊川谷住宅建築工事請負契約の締結
- 7 上湊川高層住宅 高層住宅耐震等改修建築工事請負契約の締結
- 8 公の施設の指定管理者の指定（兵庫県立神戸生活創造センター）
- 9 公の施設の指定管理者の指定（兵庫県立但馬ドーム）
- 10 公の施設の指定管理者の指定（兵庫県立三木山森林公園）
- 11 公の施設の指定管理者の指定（兵庫県立甲山森林公園）
- 12 公の施設の指定管理者の指定（兵庫県立淡路島公園（ハイウェイオアシスゾーンを除く））
- 13 公の施設の指定管理者の指定（兵庫県立あわじ石の寝屋緑地）
- 14 公の施設の指定管理者の指定（兵庫県営住宅東播磨地区（明石市（明舞団地を除く）・加古川市・高砂市・稲美町・播磨町）

令和 3 年 12 月 (定 例)

第356回兵庫県議会提出議案関係資料 (その 1)

(条 例 等 関 係)

兵 庫 県

目 次

總 務 關 係	1
產 業 勞 働 關 係	3
農 政 環 境 關 係	4
建 設 關 係	6
文 教 關 係	13
警 察 關 係	14

第 150 号議案 当せん金付証票の発売

当せん金付証票（宝くじ）の令和 4 年度の発売金額を次の範囲内としようとする。

発売金額 35,000,000千円

第157号議案 公の施設の指定管理者の指定

公の施設の指定管理者を次のとおり指定しようとする。

名 称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
兵庫県立神戸生活創造センター	大阪市西区京町堀 ^{きょうまちぼり} 1丁目4番16号 大阪ガスビジネスクリエイト株式会社 代表取締役社長 ^{いわい まさみち} 岩井 政道	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで
	〔指定理由〕 (1) 平成21年度以降、当該施設の指定管理者として安定した運営と着実な成果を上げ、利用者から高い信頼を寄せられるなど優れた管理運営の実績を有している。 (2) 地域との連携のさらなる促進やSNSによる情報発信、オンライン講座の開催をはじめ新たな利用者層の獲得など、今後の利用促進が期待できる。 (3) 次期事業計画では、利用者のニーズに合わせた料金設定を提案するなど、施設運営に工夫が見られる。	

産 業 労 働 関 係

第 158 号議案 公の施設の指定管理者の指定

公の施設の指定管理者を次のとおり指定しようとする。

名 称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
兵庫県立但馬ドーム	<p>神戸市中央区下山手通 6 丁目 3 番 28 号</p> <p>公益財団法人兵庫県勤労福祉協会・^{ぜんたん}全但バス株式会社グループ</p> <p>(代表者)</p> <p>公益財団法人兵庫県勤労福祉協会</p> <p>理事長 ^{なりおか ひでひこ}成岡 英彦</p> <p>(構成員)</p> <p>^{ぜんたん}・全但バス株式会社</p> <p>代表取締役 ^{きりやま てつろう}桐山 徹郎</p> <p>^{しんき}・神姫バス株式会社</p> <p>代表取締役社長 ^{ながお まこと}長尾 真</p> <p>・日本管財株式会社</p> <p>代表取締役社長 ^{ふくだ しんたろう}福田 慎太郎</p>	<p>令和 4 年 4 月 1 日から</p> <p>令和 5 年 3 月 31 日まで</p>
	<p>〔指定理由〕</p> <p>(1) 地域団体や観光交流施設との連携のもと、勤労者やその家族など広く県民が楽しめるイベントやスポーツ大会などの事業実施のほか、開閉式屋根など特殊な構造を持つ当該施設を適正に管理し維持してきた実績を有している。</p> <p>(2) 令和 4 年度は従来からの指定管理者としての業務に加え、県発注工事に係る現地対応や受託工事の発注・施工等の業務が発生する見込みであるため、施設の状況を熟知した現指定管理者を引き続き選定することにより、修繕計画に沿った円滑な工事対応と並行し、工事対象範囲を除く、屋外施設等を利用した効果的な事業実施が期待できる。</p>	

第148号議案 特定中山間地域農業生産基盤保全基金条例の一部を改正する
条例

1 制定の理由

過疎地域自立促進特別措置法（以下「旧過疎法」という。）の失効及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「新過疎法」という。）の制定に伴い、基金をその財源に充てる事業を実施する地域（以下「特定中山間地域」という。）の定義規定について所要の整備を行うため、この条例を制定しようとする。

2 制定の概要

- (1) 特定中山間地域のうち旧過疎法に規定する過疎地域を新過疎法に規定する過疎地域に改める（第1条関係）。
- (2) その他規定の整備を行う（改正前の附則第2項関係）。

3 施行期日

公布の日

第159号議案 公の施設の指定管理者の指定

公の施設の指定管理者を次のとおり指定しようとする。

名 称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
<small>み き やま</small> 兵庫県立三木山森林公園	<small>しもやまでどおり</small> 神戸市中央区下山手通5丁目7番18号 公益社団法人ひょうご農林機構 <small>にいおか しろう</small> 理事長 新岡 史朗	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで
	〔指定理由〕 (1) 公益社団法人ひょうご農林機構は、平成5年の開園以来28年間、長期的視点に立った多様な里山林の整備、生物多様性の保全・再生活動等に取り組んできた実績があり、三木山森林公園の基本理念、基本方針に定める森づくり、「人と森との共生」の意味を理解しているといえる。 (2) 森林環境教育にかかる提案として、公園のもつ自然博物館的な機能を活かし、「小学校3年生の環境体験事業」の継続実施とともに、家族連れの来園者向けに自然観察イベントの内容の充実や、QRコードによる説明付き樹名板整備の充実を図るという提案については評価できる。 (3) 情報発信の充実にかかる提案として、SNSの活用や園内のみどころが分かるような工夫、他公園や研究機関との連携等が提案されており、公園利用者だけでなく外部に対しても公園の取組や成果をPRしていく意欲があることは、評価できる。	

第147号議案 使用料及び手数料徴収条例及び警察手数料徴収条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

(使用料及び手数料徴収条例の一部改正)

- (1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正により、区分所有住宅に係る長期優良住宅建築等計画の認定について、区分所有者が住戸ごとにそれぞれ認定を受ける制度から区分所有住宅の管理組合が一括して認定を受ける制度に変更されること等に伴い、同法に関する手数料について所要の整備を行う。
- (2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部改正により、登録住宅性能評価機関を活用した計画の認定の申請をすることができる旨の規定が設けられたことに伴い、同法に関する手数料について所要の整備を行う。

2 制定の概要

以下の手数料について金額の改定または新設等を行う(別表第4関係)

- (1) 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料
 - ・ 1(1)により、1戸あたりの手数料から住棟あたりの手数料へ改定する。
 - ・ 1(2)により、登録住宅性能評価機関が実施する事前審査が一本化されることから、廃止される事前審査に係る手数料を削除する。
- (2) 長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料
 - 2(1)と同様に、1戸あたりの手数料から住棟あたりの手数料へ改定する。
- (3) 譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料
 - 2(1)と同様に、1戸あたりの手数料から住棟あたりの手数料へ改定する。
- (4) 認定計画実施者の地位の承継申請手数料
 - 1(1)により、文言を修正する。
- (5) 認定計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料(新設)
 - 1(1)により、長期優良住宅の認定を受けた住宅で、一定の敷地面積を有し、住民に開放する広場などを設けるものについて、特定行政庁の許可により容積率を緩和する制度に係る手数料を新設する(手数料:160,000円)。

3 施行期日等

- (1) 施行期日
 - 令和4年2月20日
- (2) 経過措置
 - 2に伴い、所要の経過措置を定める。

第151～152号議案 県道路線の変更

接続する国道及び主要地方道の整備に伴い、次のとおり県道路線を変更しようとする。

新旧別	路線名	起 点	終 点	理 由
旧	としまげんぶどう 戸島玄武洞豊岡線	としま 豊岡市城崎町戸島	おだいちょう 豊岡市小田井町	城崎大橋架替事業において、 豊岡竹野線を振替えることに 伴い、旧県道に接続していた当 該路線の起点を変更するため。
新	ささうらげんぶどう 楽々浦玄武洞豊岡線	ささうら 豊岡市城崎町楽々浦	おだいちょう 豊岡市小田井町	
旧	いそう 石生停車場線	いそう 石生停車場	いそう 丹波市氷上町石生	国道175号石生バイパスが供 用開始され、旧国道の廃止に伴 い、旧国道に接続していた当該 路線の終点を変更するため。
新	いそう 石生停車場線	いそう 石生停車場	さか 丹波市春日町坂	

まつおあおのがはらていしゃじょうせんだいもんばしきょうりょうじょうぶこう

第154号議案 一般県道松尾青野ヶ原停車場線大門橋橋梁上部工工事請負契

約の締結

まつおあおのがはらていしゃじょうせんだいもんばしきょうりょうじょうぶこう

一般県道松尾青野ヶ原停車場線大門橋橋梁上部工工事に係る請負契約を次のとおり締結しようとする。

1 工事名

一般県道松尾青野ヶ原停車場線大門橋橋梁上部工工事

2 契約金額

502,920,000円

3 契約の相手方

大阪府大阪市西区^{うつぼほんまち}靱本町1 - 8 - 2

^{みやぢ}宮地エンジニアリング株式会社関西支社

関西支社長 ^{つかもと}塚本 ^{けいいち}啓一

4 工事の概要

(1) 施工場所

^{だいもん}加東市大門 ~ ^{ふくいちょう}小野市復井町

(2) 工事内容

^{こうきょう}鋼橋

^{きょうちょう}橋長 L=158.0m ^{ふくいん}幅員 W=6.0(9.0)m

(3) 工期

令和6年6月28日限り

5 入札の状況

(1) 入札方式

公募型一般競争入札（総合評価落札方式）

価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定

(2) 入札参加者数

2者（ほか辞退等3者）

(3) 最低入札金額

489,280,000円

(4) 最高入札金額

502,920,000円

第155号議案 いかわだに 県営伊川谷住宅建築工事請負契約の締結

いかわだに
県営伊川谷住宅建築工事に係る請負契約を次のとおり締結しようとする。

1 工事名

いかわだに
県営伊川谷住宅建築工事

2 契約金額

1,207,800,000円

3 契約の相手方

おおつわ
神戸市西区大津和1丁目6番地の2
かんさい あわじ
関西・淡路特別共同企業体

(代表者)

かんさいけんせつこうぎょう
関西建設工業株式会社
代表取締役 ひらおか かついさ
平岡 勝功

(構成員)

あわじどけん
淡路土建株式会社神戸支店
取締役支店長 かき ちひろ
垣 智博

4 工事の概要

(1) 施工場所

いかわだにちょうありせ
神戸市西区伊川谷町有瀬

(2) 工事内容

住棟：鉄筋コンクリート造 10階建 1棟 延べ面積：6,041.93 m²

(3) 工期

令和5年9月21日限り

5 入札の状況

(1) 入札方式

公募型一般競争入札（価格競争方式）

(2) 入札参加者数

3者

(3) 最低入札金額

1,207,800,000円

(4) 最高入札金額

1,261,700,000円

第156号議案 かみみなとがわ 上湊川高層住宅 高層住宅耐震等改修建築工事請負契約の締結

かみみなとがわ

上湊川高層住宅 高層住宅耐震等改修建築工事に係る請負契約を次のとおり締結しようとする。

1 工事名

かみみなとがわ

上湊川高層住宅 高層住宅耐震等改修建築工事

2 契約金額

1,580,700,000円

3 契約の相手方

いそべどおり
神戸市中央区磯辺通一丁目1番18号

むらもと よしずみ
村本・吉住特別共同企業体

(代表者)

むらもとけんせつ
村本建設株式会社神戸営業所

かたやま せいいち
所長 片山 整一

(構成員)

よしずみこうむてん
株式会社吉住工務店

よしずみ まさき
代表取締役 吉住 正基

4 工事の概要

(1) 施工場所

あらたちょう
神戸市兵庫区荒田町

(2) 工事内容

住棟：鉄骨鉄筋コンクリート造 14階建 1棟 延べ面積：22,155.80 m²

(3) 工期

令和6年1月31日限り

5 入札の状況

(1) 入札方式

公募型一般競争入札（価格競争方式）

(2) 入札参加者数

1者

(3) 入札金額

1,580,700,000円

第160～163号議案 公の施設の指定管理者の指定

公の施設の指定管理者を次のとおり指定しようとする。

名 称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
兵庫県立甲山森林公園 <small>かぶとやま</small>	<small>えどぼり</small> 大阪市西区江戸堀一丁目8番14号 <small>かぶとやま</small> パークマネジメント甲山 (代表者) <small>ひびや</small> 株式会社日比谷アメニス <small>ふじわら けいすけ</small> 支店長 藤原 圭介 (構成員) <small>つだ ぞうえんとぼく</small> ・津田造園土木株式会社 <small>つだ いさお</small> 代表取締役 津田 勲 <small>こにし ぞうえん</small> ・小西造園株式会社 <small>こにし まさのり</small> 代表取締役 小西 昌則	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで
	[指定理由] 現指定管理者としての管理運営実績を踏まえた提案内容であり、本公園の設置目的を理解し、良好な維持管理を実施していく内容を備えている。 特に、多種多様な子育て支援や誰もが安心して利用できるプログラムの提案がなされており、ポストコロナ時代における公園の管理運営を期待できる内容であった。	
兵庫県立淡路島公園 (ハイウェイオアシスゾーンを除く)	明石市明石公園1番27号 公益財団法人兵庫県園芸・公園協会 <small>いしい こういち</small> 理事長 石井 孝一	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで
	[指定理由] 現指定管理者としての管理運営実績を踏まえた提案内容であり、本公園の設置目的を理解し、良好な維持管理を実施していく内容を備えている。 特に、環境学習等の自然環境を活かしたプログラムや花修景充実等の提案がなされており、利用者の満足度向上につながる管理運営が期待できる内容であった。	

名 称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
兵庫県立あわじ石の寝 や 屋緑地	明石市明石公園1番27号 公益財団法人兵庫県園芸・公園協会 理事長 石井 孝一	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで
	〔指定理由〕 現指定管理者としての管理運営実績を踏まえた提案内容であり、本緑地の設置目的を理解し、良好な維持管理を実施していく内容を備えている。 特に、本緑地の豊かな自然環境を活かしたプログラムや情報発信の充実、外部機関との連携事業など多くの新たなソフト事業の提案があり、今後、より魅力的な利用につながる管理運営が期待できる内容であった。	
兵庫県営住宅東播磨地 区（明石市（明舞団地 を除く）・加古川市・ 高砂市・稲美町・播磨 町）	神戸市中央区脇浜町2丁目8番20号 神鋼不動産ジークレフサービス株式会社 取締役社長 田中 肇	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで
	〔指定理由〕 入居促進策については、募集から入居に至る各プロセスを再度細かく分析し、アイデアを出している。入居率向上を目指そうとする熱意が感じられる。 また、入居率の向上に向けて、自社仲介店舗の活用を提案するなど、これまでにはない新しい取組みとして評価できる。 さらに、集会所等を活用した園芸セラピーや認知症カフェ等、高齢者支援を積極的に打ち出している。NPOや大学との連携も視野に入れており、ストックの有効活用や入居者支援だけでなく、地域の活性化も期待できる。	

第153号議案 県立学校生徒用貸与端末の取得

県立学校生徒用貸与端末を次のとおり取得しようとする。

- 1 取得しようとする物件
県立学校生徒用貸与端末
- 2 取得金額
526,768,000円
- 3 設置場所
兵庫県立御影高等学校他157箇所
- 4 取得の相手方
神戸市中央区小野柄通^{おのえどおり}5丁目1番27号
日本電通株式会社神戸支店
支店長 松本 哲
- 5 取得物件の概要
 - (1) 物件内容及び仕様
Windows端末：8,800台
iPad端末：3,200台 計 12,000台
 - (2) 納入期限
令和4年2月28日(月)まで
- 6 入札の状況
 - (1) 入札方式
一般競争入札
 - (2) 入札参加者数
1者
 - (3) 入札金額
526,768,000円

警 察 関 係

第147号議案 使用料及び手数料徴収条例及び警察手数料徴収条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

(警察手数料徴収条例の一部改正)

銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正により、都道府県公安委員会の許可を受けた者が所持する場合等を除き、クロスボウの所持が禁止されることに伴い、同法に関する手数料について所要の整備を行うため、この条例を制定しようとする。

2 制定の概要

次の警察手数料について、クロスボウの許可申請等に係る規定を追加または新設する(別表6の部関係)。

- (1) 銃砲刀剣類等所持許可申請手数料
- (2) 取扱講習受講手数料
- (3) 所持許可併記申請手数料
- (4) 銃砲刀剣類等所持許可証書換え手数料
- (5) 銃砲刀剣類等所持許可証再交付手数料
- (6) 銃砲刀剣類等所持許可更新申請手数料
- (7) クロスボウ射撃資格認定申請手数料(新設)

名 称	警察手数料を納めなければならない者		金 額
(1) 銃砲刀剣類等所持許可申請手数料	クロスボウの所持の許可を受けようとする者	法第4条第1項の規定に基づきクロスボウの所持の許可を受けようとする場合	10,500円(同時に他の法第4条第1項の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく許可の申請に係るものにあつては、6,700円)
		法第6条第1項の規定に基づきクロスボウの所持の許可を受けようとする場合	3,900円(同時に他の法第6条第1項の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく許可の申請に係るものにあつては、1,800円)
(2) 取扱講習受講手数料	クロスボウの取扱いに関する講習会の講習を受けようとする者	現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けてクロスボウを所持している者に対する講習会の講習を受けようとする場合	3,000円
		その他の者に対する講習会の講習を受けようとする場合	6,900円

名 称	警察手数料を納めなければならない者	金 額
(3) 所持許可併記申請手数料	法第7条第1項ただし書の規定に基づきクロスボウの所持の許可を受けようとする者	6,800円（同時に他のクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該他のクロスボウの所持の許可の申請に係るものにあつては、4,300円）
(4) 銃砲刀剣類等所持許可証書換え手数料	クロスボウの所持の許可証の書換えを受けようとする者	1,800円
(5) 銃砲刀剣類等所持許可証再交付手数料	クロスボウの所持の許可証の再交付を受けようとする者	1,900円
(6) 銃砲刀剣類等所持許可更新申請手数料	クロスボウの所持の許可の更新を受けようとする者	新たな許可証の交付を伴う更新を受けようとする場合 7,200円（同時に他のクロスボウの所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他のクロスボウの所持の許可の更新の申請に係るもの及び同時にクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該クロスボウの所持の許可の更新の申請に係るものにあつては、4,800円）
		新たな許可証の交付を伴わない更新を受けようとする場合 6,800円（同時に他のクロスボウの所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他のクロスボウの所持の許可の更新の申請に係るもの及び同時にクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該クロスボウの所持の許可の更新の申請に係るものにあつては、4,400円）
(7) クロスボウ射撃資格認定申請手数料	クロスボウ射撃資格の認定を受けようとする者	9,300円（同時に他のクロスボウ射撃資格の認定の申請を行う場合における当該他のクロスボウ射撃資格の認定の申請に係るものにあつては、5,600円）

3 施行期日

令和4年3月15日

第149号議案 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する 条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定しようとする。

2 制定の概要

ストーカー行為等の規制等に関する法律の引用条文を改める（第10条の2関係）。

3 施行期日

公布の日

質 疑 ・ 質 問 順

(第 3 5 6 回 定 例 会)

月 日 / 区 分		順 序				
		1	2	3	4	5
第 1 日 12 月 6 日 (月)	代 表 質 問	(自 民 党)	(ひょうご 県 民 連 合)	(自 民 兵 庫)	(公 明 党 ・ 県 民 会 議)	(維 新 の 会)
第 2 日 12 月 7 日 (火)	一 般 質 問	(自 民 党)	(ひょうご 県 民 連 合)	(自 民 兵 庫)	(公 明 党 ・ 県 民 会 議)	(自 民 党)
第 3 日 12 月 8 日 (水)	一 般 質 問	(自 民 党)	(ひょうご 県 民 連 合)	(自 民 兵 庫)	(維 新 の 会)	(自 民 党)

※ 一 般 質 問 に つ い て は 試 案

議員派遣決定報告書

令和3年11月24日

地方自治法第100条第13項及び兵庫県議会会議規則第131条第1項ただし書の規定により、議長において次のとおり議員の派遣を決定したので報告します。

決 定 日	令和3年11月17日																		
目 的	<p>県議会では、正副議長等との政策議論を通じて若者の感性や発想を議会に反映させるとともに、県議会が生きた教育の場となり、若者の今後の実習・実践に活かしていただくことをめざして、県内の大学ゼミを対象に、大学からの申込みに基づく「県議会サテライトゼミ」の受け入れを行っている。</p> <p>正副議長、議会運営委員長、関係する常任委員会委員長、各会派政務調査会長等がゼミに出席し、若者との意見交換等を行い、今後の議会活動に生かすことを目的とする。</p>																		
場 所	神戸市中央区																		
期 間	令和3年11月19日																		
その他必要事項 (派遣議員名)	<table><tr><td>(自由民主党)</td><td>原 テツアキ 村岡 真夕子</td><td>浜田 知昭 かわべ 宣宏</td></tr><tr><td>(ひょうご県民連合)</td><td>相崎 佐和子</td><td></td></tr><tr><td>(公明党・県民会議)</td><td>島山 清史</td><td></td></tr><tr><td>(自民党兵庫)</td><td>五島 壮一郎</td><td></td></tr><tr><td>(維新の会)</td><td>増山 誠</td><td></td></tr><tr><td>(共産党)</td><td>入江 次郎</td><td></td></tr></table>	(自由民主党)	原 テツアキ 村岡 真夕子	浜田 知昭 かわべ 宣宏	(ひょうご県民連合)	相崎 佐和子		(公明党・県民会議)	島山 清史		(自民党兵庫)	五島 壮一郎		(維新の会)	増山 誠		(共産党)	入江 次郎	
(自由民主党)	原 テツアキ 村岡 真夕子	浜田 知昭 かわべ 宣宏																	
(ひょうご県民連合)	相崎 佐和子																		
(公明党・県民会議)	島山 清史																		
(自民党兵庫)	五島 壮一郎																		
(維新の会)	増山 誠																		
(共産党)	入江 次郎																		

議員派遣決定報告書

令和3年11月24日

地方自治法第100条第13項及び兵庫県議会会議規則第131条第1項ただし書の規定により、議長において次のとおり議員の派遣を決定したので報告します。

決 定 日	令和3年11月17日
目 的	<p>県議会では、正副議長等との政策議論を通じて若者の感性や発想を議会に反映させるとともに、県議会が生きた教育の場となり、若者の今後の実習・実践に活かしていただくことをめざして、県内の大学ゼミを対象に、大学からの申込みに基づく「県議会サテライトゼミ」の受け入れを行っている。</p> <p>正副議長、議会運営委員長、関係する常任委員会委員長、各党派政務調査会長等がゼミに出席し、若者との意見交換等を行い、今後の議会活動に生かすことを目的とする。</p>
場 所	神戸市中央区
期 間	令和3年11月29日
その他必要事項 (派遣議員名)	(自由民主党) 原 テツアキ 吉岡 たけし 福島 茂利 (ひょうご県民連合) 黒田 一美 (公明党・県民会議) 島山 清史 (自民党兵庫) 山口 晋平 橋 秀太郎 (維新の会) 高橋 みつひろ 齊藤 真大 (共産党) きだ 結